

不登校重大事態報告までの流れ

江北町こども教育課の対応

覚知報告(第1報)を受付

○こども教育課は、覚知報告(第1報)が提出された際、いじめによる欠席があるかを常に確認する。いじめによる欠席(疑いを含む)があると判断した場合、直ちに教育長及び西部教育事務所に報告する。



認知報告(第2報)を受付

○こども教育課は、報告書の内容を確認し、いじめによる欠席(疑いを含む)が続いている場合、以下の対応を行う。

・いじめの内容及び対応の詳細を電話等で学校から聞き取り、その結果と併せて直ちに教育長及び西部教育事務所に報告する。

・学校に対し、状況の変化等があれば、随時、こども教育課に報告するよう指導する。



欠席日数10日(第3報を受付)

○こども教育課は、第3報をもとに被害児童生徒・加害児童生徒の状況及び学校の対応について、教育長及び西部教育事務所に報告する。



欠席日数20日(第4報を受付)

○こども教育課は、第4報をもとに被害児童生徒・加害児童生徒の状況及び学校の対応について、教育長及び西部教育事務所に報告する。



欠席日数27日

○不登校重大事態となる可能性があることを、教育長、西部教育事務所及び総務課に報告する。

○不登校重大事態発生時の報告書作成を該当校へ指示する。



欠席日数30日

○町長に報告(こども教育課→総務課)する。 ※いじめの疑いを含む

○教育長及び西部教育事務所に報告する。

・学校から正式報告が届き次第、文書にて提出

(報告内容)

①学校名②対象児童生徒氏名、学年、性別等③欠席期間

④報告時点の対象児童生徒の状況⑤重大事態の判断根拠

○江北町いじめ問題調査委員会を招集する。